なかの

Vol. 206

（3ページに写真説明）

URL　http://www.nakanohoujinkai.org

本部だより

活発な社会貢献活動を展開!!

中野にぎわいフェスタ2015に参加

10月10日・11日（税金クイズなどを実施）

10日　応援頂いた皆様

11日　応援頂いた皆様

会場の四季の森公園

“税金クイズ”コーナー

“良く考えて下さいね”

中野のお馴染みキャラ…

女性部会の皆様

“イヨ～　にぎわい…！”

鈴木顧問と…

ワーイ象さんだ!

“僕等のナカノ祭”

エイサーも大活躍

渡辺実行委員長と…

中野区だより

10月24日：セレモニー

中野のキャラクター勢揃い

いらっしゃいませ！

10月17・18日開催

オー！見事です

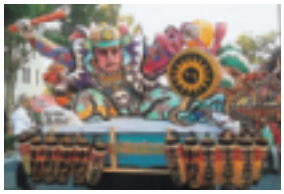

勇壮なねぶた

（10月22日～28日開催）

中野法人会の 無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
（まずはお電話を…）

実施日時：1/12㈫、2/10㈬、3/9㈬、4/13㈬　13:00～17:00（相談時間は、1案件:45分）
TEL：03−3388−6896　FAX：03−3388−2550（担当）佐藤・三國

掲　示　板（1～3月行事予定表）

月	日	時　間	内　容	会　場	備　考
1月	11日㈪㊗	13:30～	（中野区）成人の集い	中野サンプラザホール	
	12日㈫	13:00～17:00	無料法律相談（先ずはTELして下さい）	法　人　会　館	
	13日㈬	16:00～17:00	源泉研究部会・第365回研修会	法　人　会　館	終了後:新年初顔合せ会
	14日㈭	10:30～11:30	中野税務懇談会	署・別館会議室	
	〃	15:15～15:25	正副・総務・事業：役員会	中野サンプラザ13F スカイルーム	一般受付開始 15:30
	〃	16:00～17:00	署長：講演会	中野サンプラザ13F スカイルーム	ご来賓受付 16:45～
	〃	17:10～18:00	新年賀詞交歓会	中野サンプラザ13F スカイルーム	
	〃	18:00～19:30	祝賀会	中野サンプラザ13F コスモルーム	
	15日㈮	16:00～17:00	広報委員会	ウェストフィフティーサード･日本閣	終了後:新年初顔合せ会
	20日㈬	11:00～12:20	東法連・新年賀詞交歓会・記念講演会	帝　国　ホ　テ　ル	終了後:受章祝典
	〃	13:30～15:30	決算法人説明会	法　人　会　館	
	21日㈭	13:30～15:30	新設法人説明会	法　人　会　館	
	22日㈮	19:00～21:00	青年部会・新年初顔合わせ会	ウェストフィフティーサード･日本閣	
2月	2日㈫	13:30～16:00	書き方説明会	法　人　会　館	
	3日㈬	14:00～15:00	女性部会・第288回研修会	法　人　会　館	終了後:役員会
	4日㈭	14:00～15:30	源泉研究部会・第366回研修会	法　人　会　館	終了後:役員会
	5日㈮	17:00～18:00	青年部会・第422回研修会	法　人　会　館	終了後:懇親会
	10日㈬	13:00～17:00	無料法律相談（先ずはTELして下さい）	法　人　会　館	
	16日㈫	7:50集合	“確定申告期”冒頭駅頭PR活動	JR中野駅周辺	
	〃	18:15集合	中野法人会福利厚生事業：ボウリング大会	中野サンプラザボウル	終了後:表彰式&懇親会
	23日㈫	14:30～16:00	中野法人会経営塾“事業承継について”	法　人　会　館	
3月	2･8･10日	9:00～	生活習慣病健診	中野ゼロ小ホール	
	9日㈬	13:00～17:00	無料法律相談（先ずはTELして下さい）	法　人　会　館	
	13日㈰	8:50開会式	中野ランニングフェスタ2016	四季の森公園	
	17日㈭	15:00～16:00	東法連・理事会	全法連会館4階	（会長）
	〃	17:00～18:00	中野法人会・理事会	中野サンプラザ11F アネモルーム	
	〃	18:00～18:30	新入会員・特別研修会	中野サンプラザ11F アネモルーム	
	〃	18:30～20:00	新入会員・特別交流会	中野サンプラザ11F ブロッサムルーム	
	23日㈬	13:30～15:30	決算法人説明会	中野ゼロ視聴覚ホール	
	24日㈭	13:30～15:30	新設法人説明会	法　人　会　館	

1月号の目次　「新春対談（藤田署長・宮島会長）」

2016　VOL.206

活発な社会貢献活動（にぎわいフェスタ）…… 2
中野区だより（花と緑の祭典）（東北震災復興大祭典） 2
新春対談　中野税務署　藤田　伸一 署長 …… 4･5
　　中野法人会　宮島　茂明 会長
年頭所感　中野都税事務所長　鈴木　邦彦 様 …… 6
都税だより・税務署だより …… 6･7
平成27年度納税表彰式等、“税の作文コンクール”入賞作品 8
活発な事業・研修を展開（秋の講話&税務研修会）…… 9
法人税実務講座・源泉所得税実務講座・年調&案内 …… 9
知っとくと得情報（税の豆知識）**（山岡先生）**…… 10･11
活発な社会貢献活動（10月･11月開催）…… 12･13
活発な支部研修会を開催!!（第3･4･5･6･7支部）…… 13
活発な事業・研修を開催!!（マイナンバー制度セミナー） 13
“税を考える週間”秋の特別講演会（講師:白坂亜紀氏） 14
全法連・第32回法人会全国大会（徳島大会）…… 14
活発な社会貢献活動を展開!!（“税を考える週間”駅頭PR活動） 14
中野区だより（10･11月開催のイベントより）…… 14
部会だより（源泉研究部会）（第4回税の川柳コンクール入賞発表） 15
部会だより（第29回法人会全国青年の集い･茨城県） 15
部会だより（青年部会：租税教室 他）…… 15
中野法人会福利厚生事業第三弾（チャリティゴルフコンペ） 15
第6回「税に関する絵はがきコンクール」…… 16

● 表紙（写真説明）……第13回フォト・コンテスト入賞『雪の金閣寺』（京都・金閣寺）　東京天然色（株）　三　好　正　市　氏

発行所　（公社）中野法人会　〒165－0026 東京都中野区新井2－33－6　電話（3388）6896　FAX（3388）2550　e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集：広報委員会　印刷：友美堂　〒164－0013 東京都中野区弥生町6－5－7　電話（3381）1423　FAX（3381）1743

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

新春対談

司会（広報委員長）：新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。今年も、新春対談という事で企画をさせて頂きました。藤田署長、宮島会長、どうぞよろしくお願い致します。

会長：明けましておめでとうございます。
　本年もどうぞよろしくお願い致します。

署長：明けましておめでとうございます。
　昨年中は、法人会の皆様には、税務行政全般にわたりご協力ご理解頂きまして誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願い致します。

司会：昨年の異動で中野に赴任されて、着任後、中野について感じられた事や印象などをお話し頂ければと思います。

大きく変貌する街・中野の未来に期待

署長：中野は、税務の職場に入り、１年目の研修中に「税務署見学」で初めて訪れて以降、ほとんど来たことがありませんでした。
　中野税務署に勤めはじめて感じたことは、人がとても多いということです。朝の通勤時、駅の改札を抜けるまでに時間がかかり、さらに駅を出てからもエスカレーター前が混雑しており驚きました。キリンビールや大学が入ってきているということで、人の多さにも納得しました。駅周辺の再開発により魅力的な空間が生まれており、人が集まってくる素敵な街だと思います。
　個人的には、サンモールとふれあいロードをつなぐ各番街や狸小路など、昭和のにおいのする飲食店街が気に入っています。
　中野署勤務ということで、中野との縁もできましたので、今後の中野を見てみたいと思っています。
　法人会については、宮島会長の下、活発な活動を行っていただいていると感じています。
　「こども税金クイズ」、「租税教室」等々、税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力いただいていることに加え、社会貢献活動にも積極的に取り組んでおられ、感謝とともに敬意を表するところです。
　私もいくつかの行事に参加させていただきました。会員の皆様が一生懸命取り組んでいる姿を拝見し、大変心強く感じております。

司会：宮島会長においては、会長に就任されて１年を振り返っていかがだったでしょうか？

公益社団法人として更なる事業を展開

会長：前会長時代から副会長を務めさせていただいてきましたので、副会長時代に感じていたことなど様々な思いで取組ませていただきました。中野法人会は、平成24年に「公益社団法人」になりまして、今までと大きく様相が変わりました。社会貢献活動ばかりが目立ち、従来の法人会の良さがあまり見当たらないようにもなってきたなと思っております。そこで、私の持論になりますが、こうした会というのは、楽しい！出席して本当に良かった…！という事に尽きると思っておりますので、とにかく会員の皆様の要望にお応えしようという思いでやってきました。
　その為に、支部長懇談会や支部の役員会、委員会にも積極的に出席をさせていただき皆様の意見を聞く事から始めました。
　会合だけですと時間に限りがありますのでなかなか本音が聞けませんが、終了後の懇親会では、様々なご意見や要望を伺う事が出来て本当に良か

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

（左から木村広報委員長・宮島会長・藤田署長）

ったと思っております。

直ぐには変わらないとは思いますが、時間を掛けて、副会長、役員の皆様にもお力添えを頂きながら、これからも取組んで行きたいと思っております。

司会：ありがとうございました。それでは、年頭という事で、今年の抱負をお聞かせ頂きたいと思います。藤田署長からお願い致します。

新制度の下、納税者へのサービス向上を

署長：まずは、署長としてしっかりと職責を果たしていくことです。

第一に、国税庁の任務である「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」のため、「適正・公平な税務行政の推進」と「納税環境の整備」に努めたいと考えています。具体的には、e-Taxの利用拡大等による利便性の向上、税務当局の取組等の周知・広報、適正な調査・徴収事務などを着実に実施していきたいと考えています。

二つ目は、「確定申告」につきましては、昨年に引き続き、「新宿住友ビル」で実施することとしており、中野税務署内では確定申告書の作成・相談事務を行わないことから、こうした点の周知・広報をしっかり行いたいと考えています。

三つ目は、１月からは、「社会保障・税番号制度」の運用が開始されます。新しい制度であり、税務関係書類への番号記載も必要になることから、引き続き、制度の周知・広報をしっかり行いたいと考えております。

四つ目に、税務署内のコミュニケーションはもちろんのこと、法人会をはじめ関係団体の皆様とのコミュニケーションを大切にしたいと考えております。

司会：宮島会長にも新年の抱負を語っていただきたいと思います。

会員大前提で、魅力・活力溢れる法人会に

会長：新年ですので、新たな気持ちでスタートしたいと思っております。

あくまでも、会員大前提で本部発信の案件が、支部の皆様に届くよう努めてまいりたいと思っております。今年は、部会の皆様とも懇談し、意見・要望をお聞きしていきたいと思っております。良く、法人会のメリット…という事を聞かれますが、本来は、入会した以上、様々な研修会や講習会、新年賀詞交歓会や総会等に参加して頂いて感じ取っていただきたいのですが、なかなか全会員…という訳にはきませんのでジレンマを感じております。参加していただいた以上は、必ず何かを掴み取って帰っていただけるよう、魅力ある事業を展開していきたいと思っております。

また、青年部会時代に、小田原造幣局や、横浜税関の見学をしたことがありました。税務署の皆様にもご尽力をいただき、法人会員ならではの見学会等も検討していきたいと思っております。

あとは、会員増強です。とにかく年度終了時、純増という結果で終えたいと思っておりますので皆様のご協力を節にお願い申し上げます。

司会：本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。

新しい年、私達も、法人会の更なる発展の為に頑張って参りたいと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

謹賀新年

中野都税事務所
所長　鈴木　邦彦

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人中野法人会の役員ならびに会員の皆様におかれましては、新年をお健やかにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、法人会の諸活動やご事業を通じまして、都政並びに都の税務行政の運営に多大のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から納税意識の高揚や企業経営の健全な発展に努められ、正しい税知識の普及や適正な申告納税の推進等、広く地域社会への貢献活動に尽力されてこられました。貴会の先進的かつ熱心な活動に心から敬意を評する次第でございます。

さて、東京都では、４年後に迫ったオリンピック・パラリンピックを成功させるため、都市基盤の充実、防災・テロ対策、来訪者へのおもてなしなど、大会成功に向けた準備を全力で進めております。そして、大会終了後も東京が持続的に発展できるよう、都民の安全・安心を最優先に、様々な施策を展開し、明るい未来に向けて着実に歩を進める決意でございます。

東京都主税局は、これらの施策を推進し、都民サービスの更なる充実を図れるよう、都税収入の確保に全力で取り組みます。また、防災力の向上に向け、不燃化特区内における固定資産税の減免制度の継続や、温暖化対策推進の一環として、省エネルギー設備を取得した場合に、中小企業者を対象に事業税を減免する制度など、引き続き税制面から支援してまいります。

さらに、都内区市町村と連携し、オール東京で個人都民税の特別徴収の慫慂を推進しております。皆様方、事業主の方々にもご協力いただきたく、ご支援を改めてお願い申し上げます。

中野都税事務所といたしましては、本年も心を新たに、親切できめ細やかな対応に心がけ、適正かつ公平で効率的な税務行政の推進に全力を注いでまいる決意でございます。

本年も引き続き、中野法人会の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝、更なるご活躍を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせて頂きます。

都税だより

中野都税事務所

申請書のマイナンバー記載にご協力ください！

～ 23区内に償却資産をお持ちの方へ ～

１月は固定資産税（償却資産）の申告月です

●**償却資産とは**
会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等

●**申告が必要な方**
平成28年1月1日現在、償却資産を所有している方

●**申告先**
償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係

●**申告期限**
平成28年2月1日（月）

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧いただくか、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告（eLTAX:エルタックス）もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】
eLTAX（地方税ポータルシステム）
ホームページ　http://www.eltax.jp/
エルタックス　検索　クリック

eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

ヘルプデスク　☎ 0570−081459
（上記電話番号がつながらない場合：☎ 03−5500−7010）
※8:30～24:00まで（土日祝・年末年始（12/29～1/3）を除く）

23区内に土地をお持ちの方へ

住宅用地（23区内）の申告はお済みですか？
◎住宅用地の状況に変更があり、一定の要件を満たす場合は、固定資産税・都市計画税軽減されます。
◎軽減を受けるためには、平成28年2月1日(月)までに申告が必要です。
【お問い合わせ】土地が所在する区にある都税事務所の土地係

平成27年度税務功労者感謝状贈呈式

11月19日、中野都税事務所において贈呈式が行われました。髙野允雄様（副会長）が受彰されました。

受彰：髙野副会長様

鈴木所長

藤田署長

田中区長

宮島会長

謝辞：受彰者代表（髙野様）

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

税務署だより

確定申告のお知らせ

○確定申告書等作成コーナー（国税庁ホームページ：www.nta.go.jp）

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

作成した申告書は、印刷して郵送で提出できます。

自宅でらくらく！
自動計算で計算誤りなし!!

税務署へ郵送提出

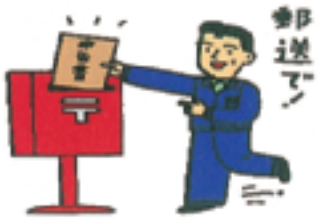

〒164-8566 中野区中野４丁目９番15号
中野税務署

○申告書作成会場

開設期間	会　　場	所　在　地	時　　間
2/12（金） ～3/15（火）	新宿住友ビル47階	新宿区西新宿2-6-1	9:00～16:00 （相談は9:15から）

（注）土曜日、日曜日は開設しません。ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開設します。

ご注意ください **税務署内に申告書作成・相談会場はありません。**

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせ

・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

・マイナンバーのコールセンター（フリーダイヤル）（マイナンバー）**０１２０-９５-０１７８**
平日　９時30分～22時00分／土日祝　９時30分～17時30分

国税に関する社会保障・税番号制度の最新情報

・国税庁ホームページのトップページにある 社会保障・税番号制度 をクリック
http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm

法人番号の最新情報

・国税庁ホームページのトップページにある 社会保障・税番号制度 をクリックし、「法人番号について（ご紹介コーナー）」をご覧ください。

国税局・税務署

平成27年度　納税表彰式 等

11月13日、中野サンプラザにおいて、平成27年度の納税表彰式が行われました。

法人会の活動を通じ、その功績により藤田署長より、署長表彰・署長感謝状が手渡されました。

また、第３支部の支部幹事・田中京子様は、中野間税会より署長感謝状を授与されました。

鈴木芳久様

10月21日㈭に三田共用会議所において、鈴木芳久（東法連顧問・元中野法人会会長）が財務大臣表彰を受彰されました。

飛田定己様

髙野郁子様

三鴨信二様

櫻井典子様

落合寛司様

落合寛司氏（中野法人会・理事）（西武信用金庫理事長）におかれましては、この度の秋の黄綬褒章の栄誉に浴されました。誠におめでとうございます。

（順不同）

《中野税務署長表彰》

飛田　定己様（常任理事・第３支部長）

髙野　郁子様（常任理事・女性部会長）

11月13日 中野税務署長表彰

《中野税務署長感謝状》

三鴨　信二様（理事・第７副支部長）

櫻井　典子様（理事・第８副支部長）

11月13日 中野税務署長感謝状

“税の作文コンクール”入賞作品

公益社団法人　中野法人会会長賞

【 私 と 税 金 】

緑野中学校　新井 喜子

私はこの作文を書くまでは、税金に対して知識も関心も全くなく、詳しく理解していないのにも関わらず否定的に思っていました。

“表彰式（12月10日 於：区役所内）”

例えば消費税ですが、100円と明記されたものが100円を出しただけでは購入できず、ただ多く支払っているように感じ、患しいものだというイメージを抱いていました。

しかし、この作文を書くにあたって税金について調べてみたところ、税には様々な種類があり、私達の暮らしを支えている大切なものだということがわかりました。

身近なところで例を挙げるとすれば、私は幼い頃、２週間に一度くらいの頻度で、必ずと言ってもいい程高熱を出し、医療機関にかかっていました。その後高熱の原因が耳鼻科系の病気であるということが分かり、数年かけて二度の手術と入院、経過観察のための通院を経て、中学１年生で完治させることができました。

しかし、この課程にかかる料金をすべて自分自身で支払うには、かなり大きな負担があります。そこで私を救ってくれたものが、税金だったのです。

私の住んでいる自治体には、子ども医療費助成制度というものがあります。在住する中学３年生までの子どもが、医療機関等を受診した際に支払わなければならない医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成してくれるという制度です。

私も当時は医療費のことなど気にも留めていませんでしたが、今回両親から

「あなたが治療していた間の医療費は、税金のお陰で全額負担してもらえたから、とても助かったんだよ。ありがたいよね。」

という話を聞いて、初めて税を身近に感じ、更に知識を深めなければいけないと感じました。

もし、このような制度がなく、全て自己負担となっていたら、かなり高額になることが予想され、受診することを先延ばしにしたり、治療を受けることを躊躇していたかもしれません。治せるものも、そのような事情で治せなかったらきっと悔しい思いをしたことでしょう。

私はあれから高熱を出すこともなく、元気に過ごしています。いつかきっと私も大人になり、税金を納めることになるでしょう。そのときは、かつて自分が税金に助けられたことを思い出し、感謝の念を持って、一生懸命働くことで貢献したいです。

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

活発な事業・研修（税関係）を展開!!

「秋の講話・税務研修会」を開催！

第1支部

第2支部

濱村第4統括官

小倉第5統括官

岡部第6統括官

第3支部

第4・5・6支部

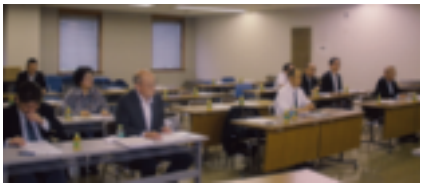
第7支部

第8支部

第9・10支部

第11・12支部

「第23回法人税実務講座」＆「第24回源泉所得税実務講座」（10月27日）

～「法人税・源泉所得税実講座」に参加して～

㈱まるがん　佐藤正将

法人税と源泉所得税の実務講座に参加させて頂きました。

法人税の実務講座では、マイナンバー制度の概要と民間業者の対応、ガイドラインを中心に講義が進められました。個人番号の取得から廃棄までの流れを注意すべきポイントに絞って大変解り易く説明して頂き具体的な実務上の対応や留意点につき理解を得ることができました。

皆様 真剣です！！

源泉所得税の実務講座では、本人に交付する源泉徴収票への個人番号記載の要否、個人番号の提供の求めの要否、提供を受ける時期、未提供のときの対応について説明して頂きました。具体的な理由まで丁寧に説明して頂いたので理解が深まりました。また、インターネットで話題となっている事についても触れて頂け、一層理解が深まりました。

（法人税）八巻上席

（源泉所得税）林上席

マイナンバー制度の運用開始時期が迫る中、その事につき多くのことを勉強させて頂き感謝しております。今後も講座に参加させて頂きたいと考えております。ありがとうございました。

11月9・10・11日「年末調整説明会」

（会場の中野ゼロ小ホール＆野方区民ホール）

『新入会員特別研修会』開催のご案内

日　時：平成28年３月17日（木）　18時～
場　所：中野サンプラザ11F
　　アネモルーム
　　第１部　18時～　　研　修
　　第２部　18時30分～　交流会
会　費：5,000円

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

知っとくと得情報 ＝税の豆知識＝

税理士
山　岡　修　治
〒101-0047
千代田区内神田１－２－２
小川ビル７階
神田合同税理士事務所
TEL　03（3518）2711㈹
FAX　03（3518）2712
携帯　090（2212）0306
e-mail　higumasy@d6.dion.ne.jp

明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしくお願いいたします。さて、本年最初の「税の豆知識」は、最近、相続税の節税対策の一つとして大きな話題となっております「タワーマンション節税」の仕組とそのリスクについて説明いたします。

タワーマンション節税の仕組

「タワーマンション節税」とは、タワーマンション１室（特に上層階部分）の販売価額と財産評価基本通達に基づく相続税評価額との間に生じるかい離を利用した節税策であります。

マンション１室の相続税評価額は財産評価基本通達上、敷地全体のうちの１室あたりの土地部分の評価額（路線価）とその家屋部分の評価額（固定資産評価額）を合計した金額となります。

タワーマンションは、上層階ほど販売価格が高額になる一方ですが、土地は、敷地全体を戸数で分けるので各戸の持分の評価額（路線価）は小さくなります。一方で建物は、同じ床面積なら階数が違っても評価額（固定資産評価額）は変わりません。その結果、総部屋数の多さから１室あたりの相続税評価額が低くなるため、１室あたりの販売価額と相続税評価額との間に大きなかい離が生じることになります。タワーマンション節税は、このかい離を利用したものであります。

人気の高層階ほど販売価額と評価額との開きが大きくなり、差額の節税効果を狙ってタワーマンションを買う富裕層が増えているという噂があります。

申告事績のサンプル調査

国税庁が譲渡所得の申告事績（平成23年分～25年分）によりサンプル調査を行ったところ、評価額が約3,600万円の物件が約１億円で売られるなど、343件の平均で売却価額（時価）が相続税評価額の３倍を超えていたとのことです。

過去には、相続後すぐに売り抜けて多額の「差益」を得るケースもあり、その中には、約７倍の開きがあった事例もあったそうです。

相続税評価額の基本

先程も説明いたしましたが、マンション１室の相続税評価額は財産評価基本通達上、敷地全体のうちの１室あたりの土地部分の評価額（路線価）とその家屋部分の評価額（固定資産評価額）を合計した金額となります。

行き過ぎたタワーマンション節税に対しては、国税庁は「財産評価基本通達」総則６項の適用による引き直し課税（購入価格で評価）を視野に入れた対応を行うという情報があります。通達の改正については、改正の要否も含め今後も検討を続けるとのことです。

総則６項とは

財産評価の基となる国税庁の財産評価基本通達には、路線価方式や倍率方式などが定められていますが、その中に、例外として総則６項という定めがあります。

【財産評価基本通達]総則】 ６項
（この通達の定めにより難い場合の評価）
「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」

この定めは、路線価により評価することが著しく不適当に当たる場合は、別の評価方法により評価を行うというものです。

この定めが適用される場合の想定としては、①租税回避の防止目的　②市場の変化に対応する目的③個別事情のある財産への適用の３点と思われ

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

ます。

すべてのタワーマンション節税が総則６項の対象となるとは考えにくいものの、たとえば相続直前にタワーマンションを購入し、相続発生直後に売却することで著しく相続税を引き下げているケースは、この６項が適用されるリスクが高いといえそうですので、慎重な対応が求められます。

政府税制調査会の動向と問題点

政府税制調査会は平成27年10月27日、資産課税（相続税・贈与税）に関する今後の検討課題の洗い出し作業を行いました。その会合において税調特別委員の一人から、「課税の公平などの観点から、タワーマンションに関する販売価格と相続税評価額のように、時価と評価額のかい離が大きすぎるものについては通達改正などにより見直すべきである。」旨の見直しを求める意見がありましたので、今後、通達改正の動きに繋がる可能性もあり注意が必要です。

しかし、改正の動きにも問題点があります。それは、タワーマンションの定義として、何階以上の建物からタワーマンションと認識するのか？という疑問があります。また、現在は同じ床面積なら階数が違っても評価額（固定資産評価額）は変わりませんが、現実問題として、部屋の階数と部屋の方角によって販売価額は相違しており、個別条件を加味する固定資産評価額の算出は難しいのではないかと思います。

いずれにしても、**１室あたりの販売価額と相続税評価額との間に大きなかい離が生じる場合には、「財産評価基本通達」総則６項の適用による引き直し課税（購入価格で評価）が行われる可能性があ**ることだけは認識しておく必要があると思います。

裁判（裁決）例の紹介

最高裁（平成５年10月28日判決）及び国税不服審判所（平成23年７月１日裁決）では、相続した不動産について総則６項の適用による引き直し課税（不動産を購入価額で評価）を適法とする判決（裁決）が下されていますので参考にしてください。

「初詣の起源」

初詣は「年籠り（としこもり）」と言う習慣に起源があります。年籠りとは家の長が祈願のために大晦日の夜から元日の朝にかけて氏神の社に籠る習慣を言います。

これが大晦日の夜の「除夜詣」と元日の朝の「元日詣」に分かれ、元日詣が現在の初詣の原型になりました。

１月の税務と労務

・国税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
　本年最初の給与支払日の前日
・国税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出　２月１日
・国税／源泉徴収票の交付、提出　２月１日
・国税／12月分源泉所得税の納付　１月12日
（納期の特例を受けている事業所の７～12月分は１月20日）
・国税／11月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　２月１日
・国税／５月決算法人の中間申告　２月１日
・国税／２月、５月、８月決算法人の消費税等の中間申告（年３回の場合）　２月１日
・地方税／固定資産税の償却資産に関する申告　２月１日
・地方税／給与支払報告書の提出　２月１日
・労務／労働保険料の納付（第３期分）　２月１日
（労働保健事務組合委託の場合２月15日まで）

２月の税務と労務

・国税／平成27年分所得税の確定申告
　２月16日～３月15日
（還付申告は申告期限前でも受け付けられます）
・国税／贈与税の申告　２月１日～３月15日
・国税／１月分源泉所得税の納付　２月10日
・国税／12月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　２月29日
・国税／６月決算法人の中間申告　２月29日
・国税／３月、６月、９月決算法人の消費税等の中間申告（年３回の場合）　２月29日
・国税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付　２月29日
・地方税／固定資産税の第４期分の納付
　市町村の条例で定める日

活発な社会貢献活動＆事業・研修会を展開!!

《第1～4支部》第40回野方地区まつり（小・中学生を対象に税金クイズを実施）

（10月17日　於：野方ふれあい広場）

会場の野方区民ホール前

応援頂いた皆様

“税金クイズに参加しよう”

恒例の“花笠踊り”

《第1～4支部》第36回丸山塚まつり（子どもワイワイ広場）（小・中学生を対象に税金クイズを実施）

（10月25日　於：区立丸山塚公園）

会場の丸山塚公園

応援頂いた皆様

“税金というのは…ネ”

会場入口の写真展

《第4～6支部》第39回上高田地区まつり

作品展：見事な書体

《第4～6支部》「松ヶ丘・上高田・新井地区の環境美化キャンペーン」に参加

（11月17日　於：新井薬師駅前周辺）

応援頂いた皆様

責任者
髙橋様

田中区長も…！

宮島会長も…！

《第7支部》第36回東中野地区まつり（みんなの広場）（小・中学生を対象に税金クイズを実施）

（10月18日　於：元・東中野小学校）

会場の元・東中野小学校

応援頂いた皆様

“一列に並んで下さいね”

今年、取壊しになります（悲）

《第8支部》草花の鉢植えを贈呈（チャリティーで…）

（10月17日　於：西武信用金庫・本店前）

素敵な“花”がいっぱい！

応援頂いた皆様

“どの花がいいかな…”

チャリティにご協力を！

会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）

活発な社会貢献活動＆事業・研修会を展開!!

“税を考える週間・特別事業”
《第9中央・第9本町・第10支部》演奏・セーフティー教室＆講演会

（11月7日　於:区立第十中学校体育館）

会場の区立第十中学校

挨拶:宮島会長

最高の演奏でした

～ 中野警察署の方 ～

～～ 思いっきり笑いました ～～

《第3支部》フラメンコ＆グルメの夕べ

（11月10日　於：四季の森 マドリード）

会場の四季の森公園

多くの皆様が参加されました

オーレ！

料理もサイコウ！

《第4・5・6支部》坐禅と懇親の夕べ

（10月29日　於：天徳院）

会場の天徳院

“坐禅の嗜み…”

ひたすら精神統一

終了後の懇親会

《第7支部》JAZZ ＆ 日本閣ディナーの夕べ

（11月13日　於：West 53rd）

“税金クイズです”

中原支部長と…

演奏に酔いしれました

久保様ご夫妻が…

“7支部！全員集合…！”

11月26日 “マイナンバー制度研修会”

講師の冨永氏（於:中野サンプラザ）

11月26日 “税を考える週間”『秋の特別講演会』（於：中野サンプラザ）を開催

前段で「理事会」を開催

講師：白坂亜紀氏

素晴らしい講演でした

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

全法連 第32回法人会全国大会（徳島大会）と特別研修会

徳島大会　10月8日㈭
徳島県立産業観光交流センター

第１部　記念講演

テーマ：日本の山里に、こんな仕事・
移住企業もありますよ
～地方創生の独創的ビジネスモデル～

第２部　式　典

開会の辞
国歌斉唱
来賓紹介
主催者挨拶
来賓祝辞
表彰状贈呈
税制改正提言の報告
青年部による租税
教育活動の報告
大会宣言
閉会の辞

（一社）徳島県法人会連合会
会長　古川武弘

（公財）全国法人会総連合
会長　池田　弘一

参加された皆様

挨拶：池田会長

栗林公園（花園亭:昼食）

阿波十郎兵衛屋敷

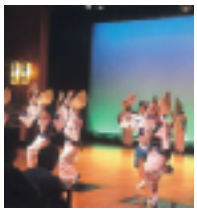

阿波踊り会館

うずしお観潮船前で

鳴門のうずしお

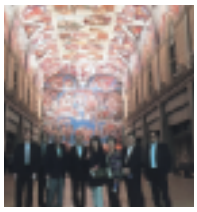

大塚国際美術館

徳島空港で…

活発な社会貢献活動を展開!!

“税を考える週間・特別事業”

◆「JR中野駅頭PR活動」◆

応援頂いた皆様

鈴木顧問が…

藤田署長が…

伊熊副署長も…

皆様揃って…！

“税”キャラと、あれっ！

鈴木所長が…

藤田署長が…

中野区だより

10/31～“なかの文化祭”“新人監督映画祭”（主催：観光協会）

11/6
社明シンポジウム

11/10 防災のつどい
（生島氏）

11/18～20
ビッグサイト

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

部会だより

《源泉研究部会　第363回研修会（年調）》

◆e-Taxを利用して法定調書の提出を！◆

11月５日、法人会館において、平成27年分年末調整について、先ずＤＶＤの上映があり、その後、林上席より補足説明をして頂きました。

講師の林上席

安藤部会長

第29回法人会　全国青年の集い

11月20日　会場：茨城県民文化ホール

参加された皆様

《第4回　税の川柳コンクール入賞発表》

応募作品（188点）から、源泉研究部会役員・理事役員の皆様に選考して頂きました。

《中野法人会長賞》

・一葉の　納付書見つつ　税くらべ

（源泉研究部会推薦による）

《中野法人会長賞》

・贅肉と無駄な税金　ダイエット

《優秀賞》

・倍返し　言われてみたい　税務署に
・上るのは　給料よりも　税が先
・タバコ税　納めて皆に　煙たがられ
・歳重ね　痛みを感じる　関節（間接）に

～間接税～

青年部会が活発な事業を展開！

10/16 東法連・連絡協議会

10/22 中野：ボウリング大会

11/11～11/17 キッザニア東京

11/27 第4ブロック：ボウリング大会

11月14日 青年部会が独自の租税教室を…！（区立江古田小学校）

応援頂いた皆様

～～ 講師：吉永氏　アシスタント：根本氏 ～～

税金かるた：滝口氏

11月12日　中野法人会　福利厚生事業　第三弾

チャリティゴルフコンペ　於：森林公園ゴルフ倶楽部

～～～～ 参加された皆様 ～～～～

優勝：村田珠美氏

終了後：全員で記念撮影

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

《社会貢献活動》

入賞作品展示（中野区役所1階）
12月14日～12月18日

（10月23日・27日　審査会　於：法人会館）

第6回「税に関する絵はがきコンクール」

中野区立上鷺宮小学校 殿

最優秀学校賞

（表彰式　12月10日　於：中野区役所）

中野税務署長賞

上鷺宮小学校
岡本　優 様

中野都税事務所長賞

上鷺宮小学校
中山　裕介 様

中野法人会長賞

上鷺宮小学校
大津　拓夢 様

（青年部会推薦による）中野法人会長賞

上鷺宮小学校
工藤　大祐 様

（女性部会推薦による）中野法人会長賞

上鷺宮小学校
広瀬　絢梨 様

中野租税教育推進協議会長賞

上鷺宮小学校
大友　明希 様

……優　秀　賞……

上鷺宮小学校
片桐　拓人 様

上鷺宮小学校
日野　早百合 様

上鷺宮小学校
堀部　桜子 様

上鷺宮小学校
牟田　玲音 様

緑野小学校
内山　愛美 様

桃園小学校
高山　亜美 様

（公社）中野法人会会員　（公社）中野法人会会員

← この会員証紙を切り取って確定申告書にお貼りください。